（混合冷媒の種類及び係数）

第二条　前条の規定にかかわらず、特定製品の冷媒として使用するために次の表一の中欄に掲げる物質の二以上の種類のものを混和したもの及び当該物質を他の物質と混和したもの（以下「混合冷媒」という。）については、告示種類は、次の表二の中欄に掲げるとおりとし、告示係数は、同表の中欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

附　則

1　法第十九条第一項、第六十条第三項及び第七十一条第三項に基づく報告並びに法第二十条第三項に基づく集計に係るこの告示の規定は、平成二十九年度以降に行う当該各項に規定する報告及び集計について適用し、平成二十八年度に行う報告及び集計については、なお従前の例による。

2　法第八十七条第三号及び第四号に基づく表示については、この告示の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

表一（第一条関係）

1	R－11（トリクロロフルオロメタン）	4750
2	R－12（ジクロロジフルオロメタン）	10900
3	R－13（クロロトリフルオロメタン）	14400
4	R－22（クロロジフルオロメタン）	1810
5	R－23（トリフルオロメタン）	14800
6	R－32（ジフルオロメタン）	675
7	R－113（トリクロロトリフルオロエタン）	6130
8	R－114（ジクロロテトラフルオロエタン）	10000
9	R－115（クロロペンタフルオロエタン）	7370
10	R－123（ジクロロトリフルオロエタン）	77
11	R－124（クロロテトラフルオロエタン）	609
12	R－125（1・1・1・2・2－ペンタフルオロエタン）	3500
13	R－134a（1・1・1・2－テトラフルオロエタン）	1430
14	R－141b（1・1－ジクロロ－1－フルオロエタン）	725
15	R－142b（1－クロロ－1・1－ジフルオロエタン）	2310
16	R－143a（1・1・1－トリフルオロエタン）	4470
17	R－152a（1・1－ジフルオロエタン）	124
18	R－227ea（1・1・1・2・3・3・3－ヘプタフルオロプロパン）	3220
19	R－236fa（1・1・1・3・3・3－ヘキサフルオロプロパン）	9810
20	R－245fa（1・1・1・3・3－ペンタフルオロプロパン）	1030

表二（第二条関係）

1	R－401A	1180
2	R－401B	1290
3	R－401C	933
4	R－402A	2790
5	R－402B	2420
6	R－403A	1360
7	R－403B	1010
8	R－404A	3920
9	R－406A	1940
10	R－407A	2110
11	R－407B	2800
12	R－407C	1770
13	R－407D	1630
14	R－407E	1550
15	R－407F	1820
16	R－408A	3150
17	R－409A	1580
18	R－409B	1560
19	R－410A	2090
20	R－410B	2230
21	R－411A	1600
22	R－411B	1710
23	R－412A	1840
24	R－413A	1260
25	R－414A	1480